

別 紙

入札参加資格審査申請（建設工事）における社会保険等への加入の要件化について

町では、建設工事における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の未加入対策として、社会保険等への加入を資格要件とし、社会保険等未加入業者（適用除外を除く。）の申請書は受理しないことにしています。

※ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書による確認方法

- ・ 通知書「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の全てに「有」又は「除外」と記載されている場合は、社会保険等加入業者と判断し資格審査申請を受け付けます。
- ・ 「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」の記載がある場合は、資格審査申請を受理できません。ただし、加入義務がないことを確認できる書類を提出した場合、又は経営事項審査の審査基準日後に社会保険等へ加入し、社会保険等への加入を確認できる書類を提出した場合は、資格審査申請を受け付けます。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

そ の 他 の 審 査 項 目 （ 社 会 性 等 ）	数値等	点 数
雇 用 保 険 加 入 の 有 無		
健 康 保 険 加 入 の 有 無		
厚 生 年 金 保 険 加 入 の 有 無		
建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 加 入 の 有 無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法 定 外 労 働 災 害 補 償 制 度 加 入 の 有 無		

お問い合わせ先

担当 総務課人事行政班

電話 0173-22-2111（内線 277）